9　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の３は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。

10　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の４は、この申請書に添付したものに応じて該当する□にレ印を付すこと。

11　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　６の場合　法第72条の25第５項の規定により申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（連結子法人に限る。）

第十四号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二三条・第四条の四関係）

［様式　略］

第14号様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1)　法人税法第75条の２第５項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(2)　法人税法第75条の２第７項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第７項の届出書を提出した場合　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

［２～６　略］

7　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

［(1)～(3)　略］

第二十号様式別表一（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第二十号様式別表一（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表１記載要領

［１～４　略］

［新設］

［新設］

9　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　６の場合　法第72条の25第５項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

第十四号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二三条・第四条の四関係）

［様式　同上］

第14号様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1)　法人税法第75条の２第３項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(2)　法人税法第75条の２第５項（同法第81条の24第２項及び第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第５項の届出書を提出した場合　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

［２～６　同左］

7　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

［(1)～(3)　同左］

第二十号様式別表一（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第二十号様式別表一（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表１記載要領

［１～４　同左］